

新図書館等複合施設建設 設計業務
特記仕様書

妙高市

I 計画施設概要

1. 施設名称

新図書館等複合施設

2. 建設予定地

新潟県妙高市朝日町1丁目381-1他周辺

3. 施設用途

図書館複合施設（図書館機能、子育て支援機能、生涯学習機能、市民交流機能）

II 設計業務内容

1. 設計業務委託期間

自：委託契約締結日 至：令和4年6月30日

※ 契約期間内において、構造計算適合性判定通知書、建築確認通知書（確認済証）の交付を受けること。

※ 令和3年12月15日までに、基本設計及び概算工事費を完了させること。

2. 設計業務内容

- (1) 新図書館等複合施設の建築設計（基本設計、実施設計）
- (2) 同上 構造設計（構造計算を含む）
- (3) 同上 電気設備設計
- (4) 同上 機械設備設計
- (5) 外構工事設計
- (6) いきいきプラザ解体工事設計
- (7) 同上 跡地整備設計
- (8) 情報環境に関する計画業務
- (9) 積算（概算工事費の算出を含む）
- (10) 建築確認申請書の作成及び建築確認通知書交付までの審査期間との対応業務
- (11) 都市計画法に係る申請書の作成及び審査期間との対応業務
- (12) 建築物省エネ法に係る適合申請書の作成及び審査期間との対応業務
- (13) 新潟県福祉のまちづくり条例に係る申請書の作成及び審査期間との対応業務
- (14) 工事発注における質疑応答等に係る業務
- (15) その他、当該工事全般に係る関係機関等との対応業務

3. 設計の基準

- ・ 国土交通省「官庁営繕の技術基準一覧」
- ・ 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ・ 新潟県福祉のまちづくり条例 整備マニュアル
- ・ 新潟県 工事運行マニュアル

III 設計条件

1. 敷地概要

建設予定地は、資料1「建設予定地位置図」及び資料2「建設予定敷地図」による。

- (1) 敷地面積 : $\approx 4,300 \text{ m}^2$
- (2) 用途地域 : 商業地域
- (3) 建蔽率 : 80%
- (4) 容積率 : 400%
- (5) 防火指定 : 準防火地域
- (6) その他 : 建築基準法第22条区域
- (7) 接道要件 :

西側	市道北国街道線	幅員	6.1m~7.2m
東側	主要地方道上越新井線	幅員	16.0m
南側	一般県道新井停車場線	幅員	8.6m
中央	市道栄町市神線	幅員	3.0m~5.0m (市道認定除外予定)

2. 敷地現況

- (1) 本建設予定敷地は、「市営駐車場（市有地）」、「いきいきプラザ敷地（市有地）」、「空き店舗、倉庫等敷地（私有地）」よりなる。
- (2) 「市営駐車場（市有地）」に位置する公衆トイレは、市が解体撤去する。消防小屋は敷地外とする。
- (3) 「空き店舗、倉庫等敷地（私有地）」は、私人、法人が所有する建築物が現存しており、その物件補償及び解体、用地取得は令和4年度上半期を予定している。
- (4) 「いきいきプラザ」は、新図書館等複合施設供用開始後の令和7年度の解体撤去を予定している。建築確認申請書提出時において、いきいきプラザは「除却予定既存建築物」として位置付けられる。新図書館等複合施設の供用開始に合わせ、仮使用認定申請（建築基準法第7条の6）を行う。
- (5) 敷地中央に位置する市道栄町市神線は、建築確認申請書提出時において、市道から除外される。

3. 地盤条件

- (1) 令和3年度上半期に建設予定地内の2カ所で市が地質調査を実施し、その結果を設計業務委託の受託者に提供する。
- (2) 参考資料として、周辺2カ所（妙高市役所、いきいきプラザ）の地質調査資料を設計業務委託の受託者に提供する。

4. 設計条件

(1) 構造、規模、面積要件等

① 面積要件等

ア) 敷地面積：約4,300㎡

- ・ 令和3年度上半期に市が敷地測量を行い、その結果を設計業務委託の受託者に提供する。
- ・ 基本設計用として、敷地の仮データを設計業務委託の受託者に提供することができる。

イ) 延床面積：2,540㎡程度

- ・ 面積詳細は、「新図書館等複合施設整備計画」（以下「整備計画」という）P67 4-4. 施設規模を参照すること。
- ・ 施設規模は、整備計画段階での概ねの目安であり、想定事業費を上限として、優れた技術提案やVE、創意工夫のもとで、市民の利便性の向上につながる提案をすることができる。

② 構造規模要件等

ア) 構造形式等

- ・ 構造は鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造とし、一部にPC構造等を取り入れることは可とする。（木造は不可）
- ・ 階数は3階以下とする。地階は想定していないが、部分的な地下利用は可とする。

イ) 耐震の安全性

- ・ 構造体 II類
- ・ 建築非構造部材 A類
- ・ 建築設備 乙類

(2) 事業費等

想定事業費：1,570,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む。）

ア) 複合施設等建設工事費（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）^{※1}

イ) 外構工事費（いきいきプラザ跡地整備工事を含む）^{※2}

ウ) 備品等整備費（書架等付属機能備品）^{※3}

エ) 図書館運用システム

※1 いきいきプラザ解体工事費は含まない。

※2 敷地内の駐車場、駐輪場、バス停留場等を含む

※3 床、壁、天井に固定又は備え付けられる什器備品類（机、椅子等移動可能な什器備品は別途）

(3) 予定工期

ア) 1期工事：新図書館等複合施設建設工事（外構工事を含む）

自：令和4年9月 至：令和6年12月

※ 令和7年1月～3月 引越し、試運転、開館準備

※ 令和7年4月1日 供用開始

イ) 2期工事：いきいきプラザ解体撤去等工事（跡地整備工事を含む）

自：令和7年4月 至：令和7年10月

※ 令和7年10月末 グランドオープン

(4) 施設機能

当該施設が求める機能の詳細については、整備計画 P62 4-2. 新図書館を核とした複合施設の具体的な機能を参照すること。

ア) 図書館機能

情報の集積基地として、多種多様なコンテンツの収集・保存・提供を可能とし、施設の「核」として、複合化される機能の融合が図れる提案を行うこと。

イ) 子育て支援機能

《子育て広場（キッズコーナー）、子ども家庭支援センター、相談室等》

図書館機能における児童開架・閲覧スペースと連携しながら、子育て支援を積極的に展開するエリアとする。子どもだけでなく、子育て世代全般への支援を含めた連携を図ること。

ウ) 生涯学習機能

《生涯学習スペース》

市民の生涯にわたる主体的・自発的な学びを支援する枠組みとして、学習活動や様々な課題解決に向けたワークショップなどが可能なスペースを提案すること。また、これらの活動をサポートするための図書館機能との近接化なども検討し、施設全体としての融合を図ること。

エ) 市民交流機能

《市民ギャラリー、屋外交流広場》

多世代交流の仕掛けやまちの活動との接点となる市民ギャラリー、屋外交流広場等で構成する。屋外交流広場は、雨天時や降雪時にも活用可能な屋根付きや半屋外空間として計画し、年間をつうじて利用可能なスペースとして提案すること。

《カフェ》

市民の交流の仕掛け、憩いの機能としてカフェ等を導入する。運用面においては、障がい者の雇用創出・自立支援や起業的な観点のほか、まちづくりへの参加へとつながる提案とすること。利用者は、店舗内だけでなく、テイクアウトなども活用して、ロビー空間や屋外での飲食なども可能とすることを検討し、多様な読書活動を支援する機能であること。

《多目的ルーム》

イベントや展示などでの活用や、複数に間仕切ること、リモート会議を行なうスペースとするなど、新たな社会情勢や生活様式の変化に対応した施設機能を提案すること。

オ) その他

事務、管理スペース、共用スペース、メンテナンススペースなど

IV 施設整備の基本的な考え方等

「新図書館等複合施設整備計画」及び「妙高市図書館整備基本構想」に準拠するものとする。

1. 新図書館を核とした複合施設の基本的な考え方

新図書館を「核」とした複合施設の機能構築については、図書館が施設の核となり施設全体の運用や連携をけん引することが必要である。利用者の利便性向上のためには、施設全体で「図書館」のコンテンツと近接化が図れるような構成とすること。そのうえで、図書館機能と子育て支援機能の連携や、市民交流機能を中心とした市民の居場所の連携が望まれる。
この図書館を「核」とした複合機能がひとつの施設として有機的に連携することが重要である。

2. 中心拠点活性化に向けた新図書館等複合施設整備の方向性

(1) 市民の誰もが多様な資料に触れることができる「知の拠点」としての環境整備

- ・ 図書館の本質である資料の収集、保存、提供においては、単に書籍だけでなく、様々な媒体の資料がコンテンツとなりうることを自覚し、新たな「知の拠点」として整備すること。

- ・ 年齢や地域に関わらず、身近な場所で図書館サービスを受けられる仕組みづくりを行うこと。

(2) 訪れる人の課題や興味に応えられるサービスの展開

- ・ 複合機能と図書館のコンテンツを近接化することにより、機能融合を推進し、訪れる人へ効果的な支援が行えること。
- ・ 市民の利用のみならず、中心拠点に立地するメリットを生かすこと。妙高特融の地域資源について、図書館コンテンツを有効活用した展示や地域との連携イベントなどを通じた商業、観光との連携を推進すること。
- ・ 市民の知識や技能の習得を通じて、それらの発信や社会への還元を行うことができる持続可能な支援の枠組みを整備すること。

(3) これからの時代にふさわしい「にぎわい」と「交流」を創出する場の形成

- ・ 社会的状況が急速に変化していく時代において、図書館を「核」とした複合機能については、既存の枠組みを超え機能融合を目指すことで、新しいサービスや使われ方を生み出すことが可能となり、新たな「にぎわい」のあり方に対応した交流の場を提供すること。

(4) ICT技術や省エネルギー技術を効果的に活用した持続可能な施設整備

- ・ 新型コロナウイルスに対応した生活様式、少子高齢化や人口減少などの社会状況下で、ICT技術の活用は、持続可能な運営を行う上での重要なツールである。
- ・ 図書館においては、図書館ならではのICT技術の構築が進んでおり、システムの全面的な更新や、電子図書サービスを活用したペーパーレス化など、脱炭素社会の実現に向けて、活用を図っていくこと。
- ・ 社会情勢の急激な変化に伴い、拡大、増加しているリモート業務を行うことが可能な設備やスペースを整備すること。
- ・ 地域特有の自然環境を生かした省エネルギー技術や再生可能エネルギーなど、CO₂排出実質ゼロの実現に向けた施設づくりとすること。